

主要施策関係資料

1	人づくり革命（幼児教育・高等教育の無償化）	1
2	平成31年度の「社会保障の充実」	8
3	医療・介護提供体制改革及び医療費・介護費の適正化	11
4	児童虐待防止対策	19
5	公共施設等の適正管理の推進	
	一点検におけるICTデータベースシステム・ドローンの導入に係る 地方財政措置	26
	一点検・調査等に要する経費に係る地方債の取扱いについて	27
	国土交通省登録資格について	28
6	第198回国会に提出された地方財政関係法律（案）の概要	29

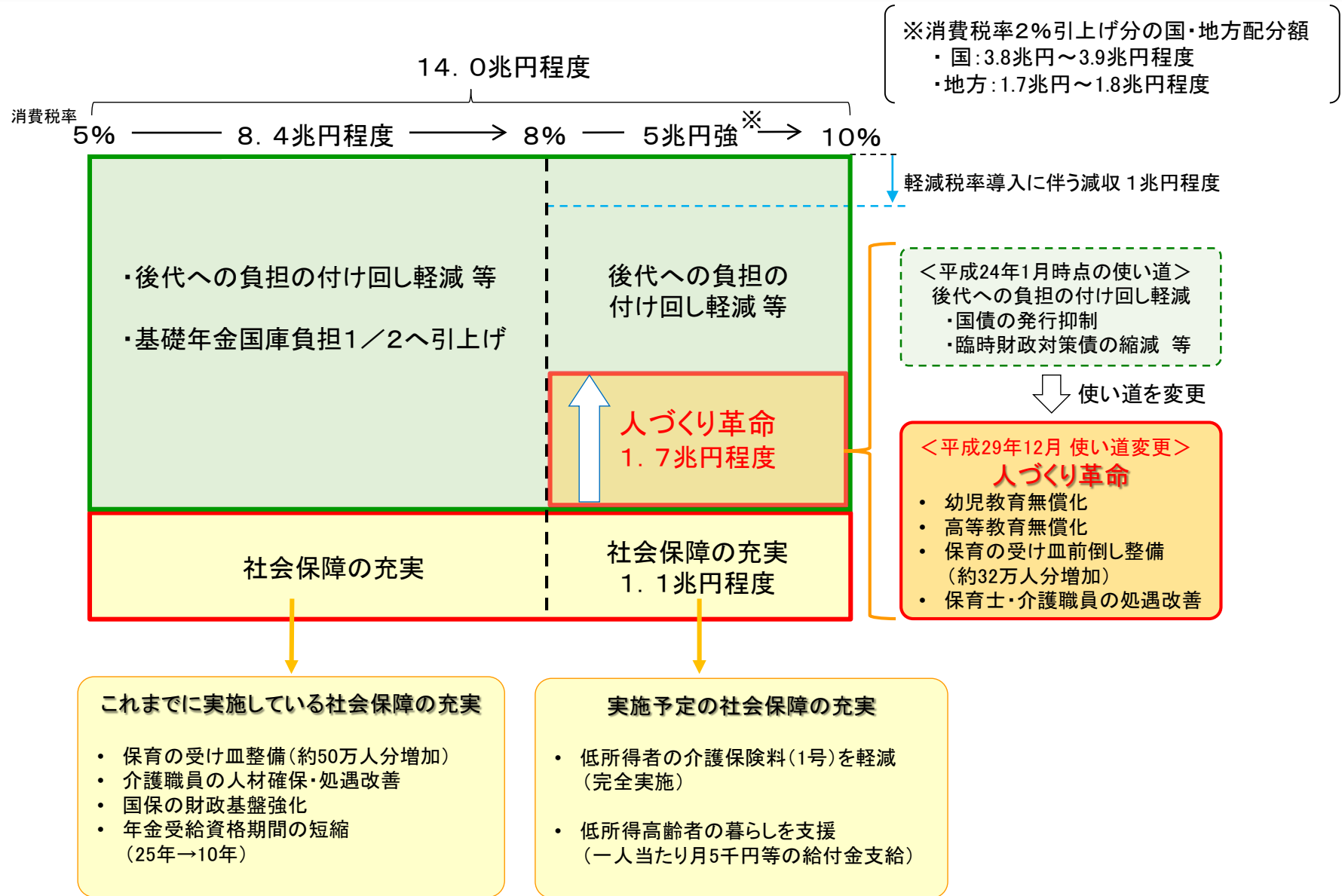
平成31年4月25日
総務省自治財政局調整課

「人づくり革命」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)の「人づくり革命」について、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において具体化
- 2兆円規模の財源は、1.7兆円が消費増税による増収分、0.3兆円が企業からの拠出金を予定(赤枠部分)
- 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について、関係閣僚合意(平成30年12月28日)

施策項目	人づくり革命の主な内容	実施時期等
幼児教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化 ➢ 上記以外の認可外保育施設等の費用についても、保育の必要性が認定された子供を対象に、認可保育所における月額保育料の全国平均額を上限に無償化 ➢ 0歳～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化 ➢ 障害児通園施設も無償化 ➢ 医療的ケア児について、看護師の配置・派遣によって受入支援を行うモデル事業を拡充しつつ、医療行為提供のあり方を議論 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年10月から実施
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿確保(※必要となる運営費を確保) ➢ 企業拠出金0.3兆円は、企業主導型保育事業と保育の運営費(0歳～2歳児相当)に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年度から早急に実施
保育士の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2017年度の人勤に伴う賃金引上げに加え、更に1%(月3,000円相当)引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年4月から実施
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学、短大、高専及び専門学校には授業料の減免措置、学生個人には給付型奨学金を措置、住民税非課税世帯を対象として無償化(※準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯は非課税世帯の3分の2、年収300万～年収380万円未満世帯は3分の1の額を支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年4月から実施
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 勤続年数10年以上の介護福祉士について、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に合わせ、月額平均8万円相当の処遇改善を実施(公費1,000億円) ➢ 障害福祉人材も、同様に処遇改善を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年10月から実施
私立高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年収590万円未満世帯を対象として実質無償化(※住民税非課税世帯は実質無償化、年収350万円未満世帯は最大35万円、年収590万円未満世帯は最大25万円を支給ができる財源をまずは確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年度までに安定的な財源を確保しつつ実施
大学改革 リカレント教育	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学教育の質の向上、経営力の強化、大学の連携・統合等 ➢ リカレント教育の抜本的な拡充(雇用保険制度を活用した教育訓練給付の拡充)等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 未定

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



幼児教育の無償化に係る財源確保

- 幼児教育の無償化については、消費税率10%への引上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な地方財源を確保。
- ただし、平成31年度(初年度)は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分(2,349億円)を措置する臨時交付金(子ども・子育て支援臨時交付金)を創設し、全額国費により対応。
- 平成32年度(2年目)以降の幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。
- また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度(初年度)及び平成32年度(2年目)の導入時に必要な事務費については、全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間(~平成35年度)に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

＜幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額＞

(注)四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:億円)

法律上の位置付け (予定)	区分		財源負担割合			平成31年度所要額			
			国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	
子どものための 教育・保育給付 (施設型給付費(地域 型保育給付費含む))	<新制度> 保育所・幼稚園 等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	-	-	10/10	818	0	0	818
子育てのための 施設等利用給付 (施設等利用費)	<旧制度>私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

※ 平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分(上表太線枠囲み部分:2,349億円)については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

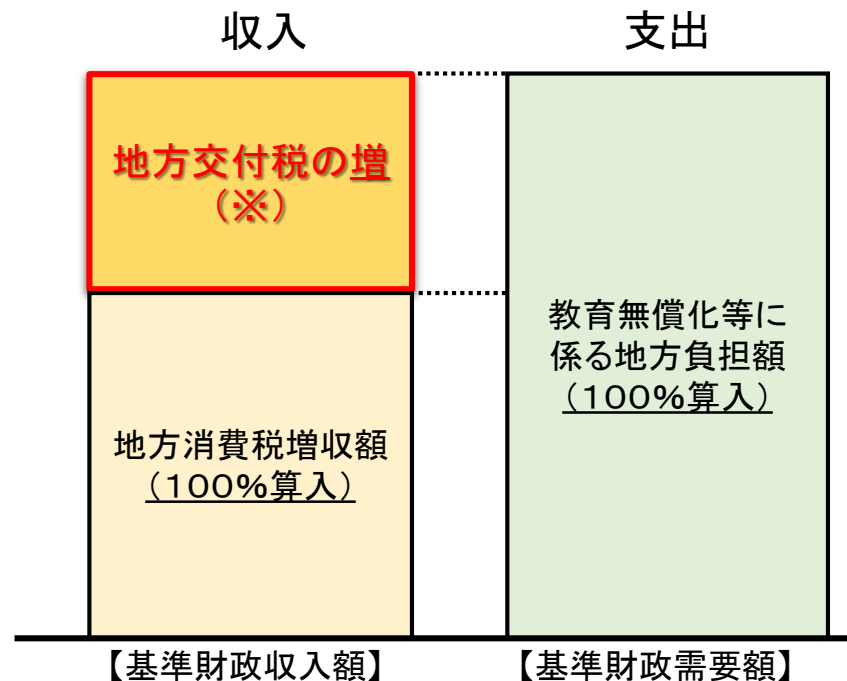
施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整（下図）を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

高等教育の無償化に係る国・地方の負担割合等について

1. 具体的な内容

- ・ 対象者：低所得世帯の学生（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生）
- ・ 対象校：大学・短大・高等専門学校・専門学校（複数の外部理事の任命、厳格な成績管理の実施などの機関要件を満たす学校が対象）
- ・ 実施時期：2020年4月

2. 財源

(1) 国・地方の負担割合

- ① **給付型奨学金の支給**（学生個人への支給）
国が全額を負担し、（独）日本学生支援機構が学生に直接支給。
- ② **授業料・入学金の減免**（学校が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等の減免費用の負担者・割合	
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	全額
私立	専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2

(2) 事務費等

- ・ 事務費：国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、私立専門学校に係る①機関要件の確認事務や②交付事務などの標準的な事務処理体制の構築に必要な経費を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。（③：2.8億円※①のみ）
- ・ 地財措置：地方負担の全額を地方財政計画の歳出に計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

(1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）

(2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】

(3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。

【第7条】

(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）

- ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命 ・適正な成績管理の実施・公表 ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと

(4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

(1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】

(2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）

【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】

(3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助

【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- **平成32年4月1日を予定**。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

平成31年度における「社会保障の充実」(概要)

平成30年12月21日
第6回社会保障制度改革推進本部資料

(単位:億円)

(参考)
平成30年度
予算額

事 項	事 業 内 容	平成31年度 予算案			(参考) 平成30年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	416	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護 ・ 介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	1,034 476	689 337	345 139	934 473	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	724 1,196 434	
	医療ICT化促進基金(仮称)の創設	300	300	0	—	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等	1,664 1,772	832 1,772	832 0	1,664 (注5) 1,687	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	900	450	450	246	
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		61	57	4	50	
年金生活者支援給付金の支給		1,859	1,859	0	—	
合 計		21,930	13,528	8,402	18,659	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(1.68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.19兆円)の財源を確保。
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。
(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
(注5) 財政安定化基金の積立分160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

国保改革による財政支援の拡充について

- 国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行う。

＜平成27年度から実施＞（約1,700億円）

- **低所得者対策の強化**
(低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

約1,700億円

＜平成30年度から実施＞（約1,700億円）

- **財政調整機能の強化**
(精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)

約800億円

- **保険者努力支援制度**
(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

約840億円
(平成31年度は約910億円)

- **財政リスクの分散・軽減方策**
(高額医療費への対応)

約60億円

- ※ 保険料軽減制度を拡充するため、平成26年度より別途500億円の公費を投入
- ※ 平成27～30年度予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て

【参考】

(単位：億円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低所得者対策の強化	約1,700	約1,700	約1,700	約1,700	約1,700
財政調整機能の強化・ 保険者努力支援制度等	—	—	—	約1,700	約1,770
財政安定化基金の造成 ＜積立総額＞	200 ＜200＞	400 ＜600＞	1,100 ＜1,700＞	300 ＜2,000＞	— ＜2,000＞

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象
(65歳以上の約2割)

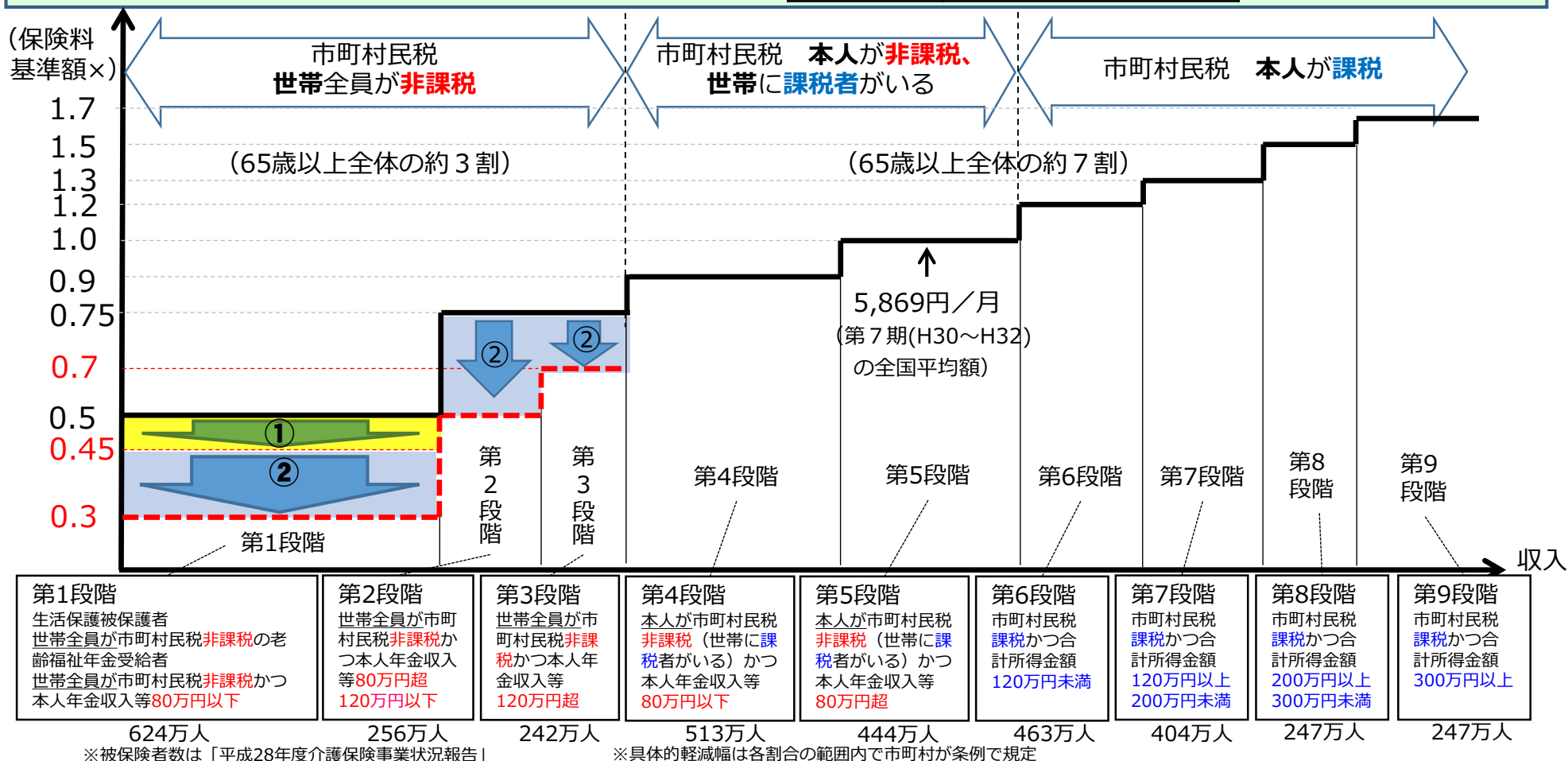
	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

②完全実施(平成31年10月)

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)
【実施時所要見込額(満年度)約1,600億円(公費ベース※)】平成31年度予算案ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



平成31年度の保険者努力支援制度について（全体像）

市町村分（412億円程度）※特調より88億円程度を追加

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率・特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科健診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複・多剤投与者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組
- 後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 保険料（税）収納率
- ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

- データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

- 医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

- 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

- 第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

- 適切かつ健全な事業運営の実施状況

都道府県分（500億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価

- 主な市町村指標の都道府県単位評価
 - ・特定健診・特定保健指導の実施率
 - ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
 - ・個人インセンティブの提供
 - ・後発医薬品の使用割合
 - ・保険料収納率
- ※ 都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価

- 都道府県の医療費水準に関する評価
- ※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費に着目し、
 - ・その水準が低い場合
 - ・前年度より一定程度改善した場合
- に評価

指標③ 都道府県の取組状況

- 都道府県の取組状況
 - ・医療費適正化等の主体的な取組状況（保険者協議会、データ分析、重症化予防の取組等）
 - ・医療提供体制適正化の推進
 - ・法定外繰入の削減

趣旨

平成31年度予算 200億円

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設

概要

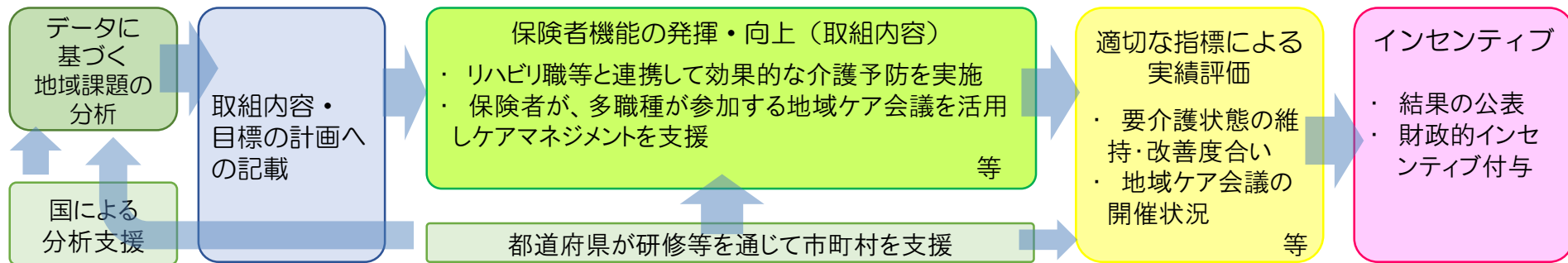
＜市町村分(200億円のうち190億円程度)＞

- 1 交付対象 市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)
- 2 交付方法 評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配
- 3 活用方法 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
 なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要

＜都道府県分(200億円のうち10億円程度)＞

- 1 交付対象 都道府県
- 2 交付方法 評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配
- 3 活用方法 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当

＜参考1＞平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



＜参考2＞市町村 評価指標 ※主な評価指標

- | | |
|---|--|
| <p>① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等 <p>② ケアマネジメントの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等 <p>③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか ☑ 地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等 | <p>④ 介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか ☑ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か 等 <p>⑤ 介護給付適正化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ ケアプラン点検をどの程度実施しているか ☑ 福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等 <p>⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か |
|---|--|

※ 都道府県指標については、管内の地域分析や課題の把握、市町村向けの研修の実施、リハビリ専門職等の派遣状況等を設定

普通調整交付金の配分方法の見直し

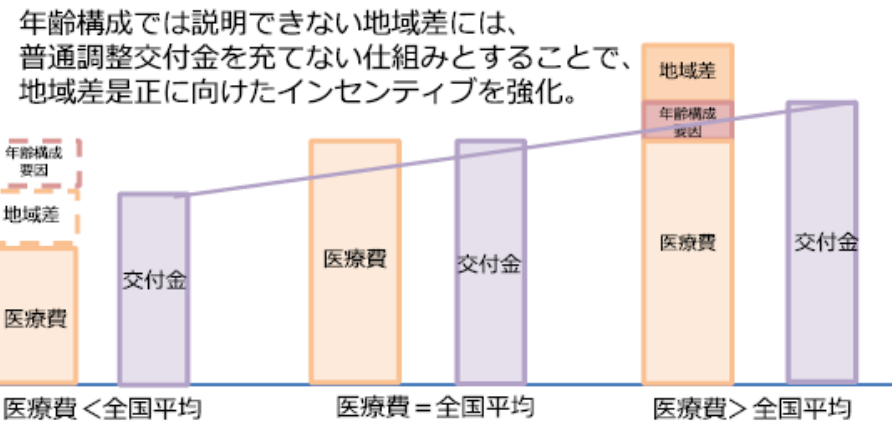
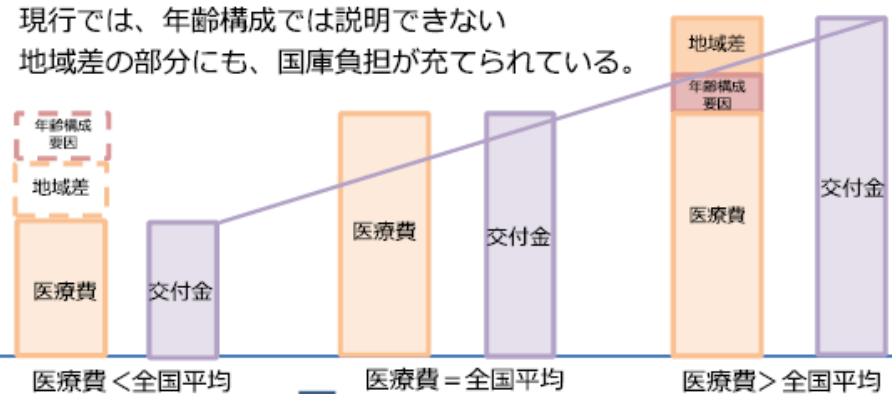
財政制度等審議会参考資料
(平成30年11月20日)

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討する」

【論点】

- 国民健康保険の給付のうち前期高齢者調整分を除く5割超は公費で賄われており、このうち6,100億円は、自治体間の財政力の格差（医療費、所得等）を調整するため、普通調整交付金として国から自治体に配分されている。
- 地域間の医療費の差は、高齢化など年齢構成により生じるものと、いわゆる「地域差」（年齢構成では説明できないもの）があるが、現行制度では、理由にかかわらず、医療費に応じて普通調整交付金が増減額される仕組み。



◆国民健康保険の財政（30予算）

保険料 (27,000億円) 法定外一般会計繰入 約2,500億円	調整交付金(国) (9%※) 8,200億円	普通調整交付金 6,100億円 特別調整交付金 1,800億円 特例調整交付金 300億円
	定率国庫負担 (32%※) 23,000億円	
	都道府県調整交付金 (9%) 6,400億円	

※定率国庫負担のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

【改革の方向性】（案）

- 国保の普通調整交付金の配分にあたっては、実際の医療費ではなく、各自治体の年齢構成のみを勘案した標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する仕組みに改めるべき。

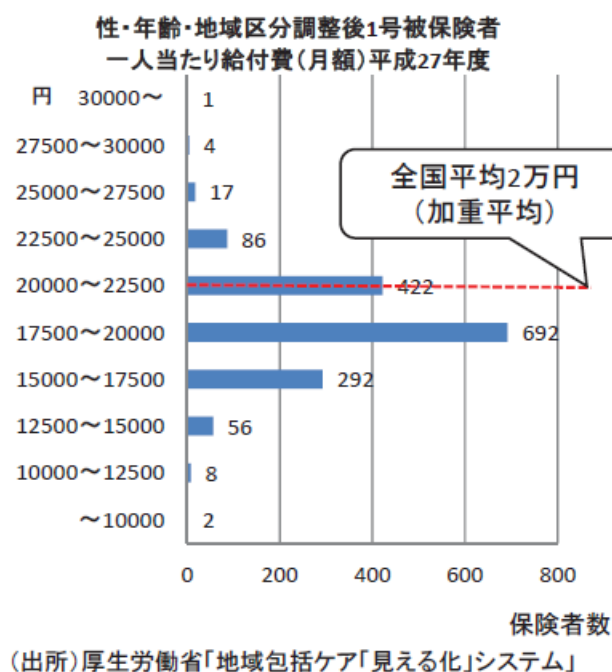
保険者機能強化のための調整交付金の活用

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、（中略）、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。」

【論点】

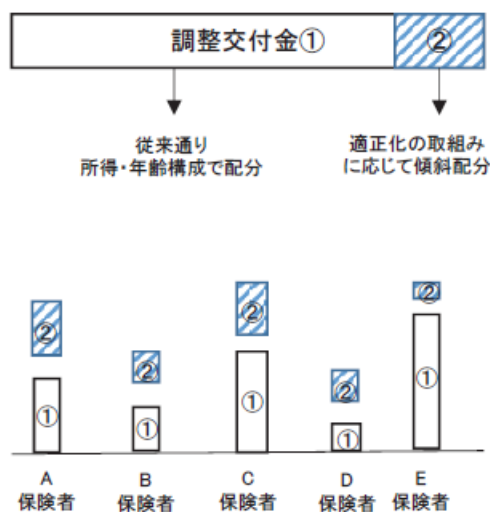
- 介護の地域差を縮減する観点から、都道府県・市町村の保険者機能強化のための新たな交付金を創設（保険者機能強化推進交付金 30年度予算額：200億円）し、これを実施に移しているところ。今後、調整交付金の活用も含めたインセンティブの付与の在り方を検討し、保険者による介護費の適正化に向けた取組をより一層促進する必要。



【調整交付金の活用イメージ】

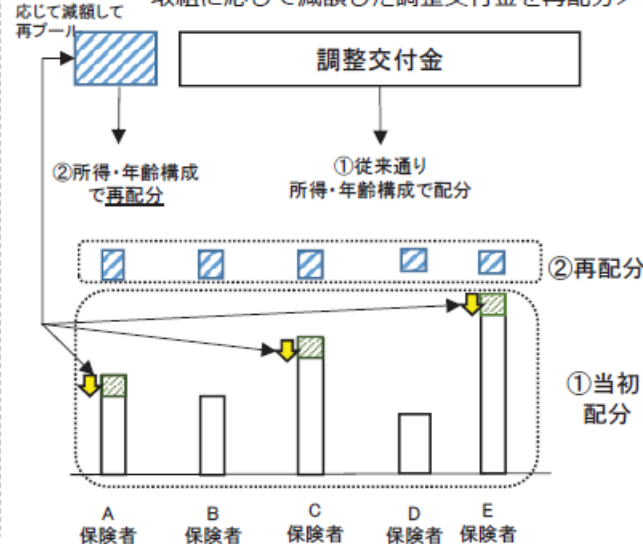
<案①(別枠方式)>:

調整交付金の一部を別枠にして配分



<案②(再配分方式)>:

取組に応じて減額した調整交付金を再配分



【改革の方向性】(案)

- 介護費の適正化などに向けた財政的なインセンティブとして、客観的な指標に基づき自治体に対して財政支援を行う新たな交付金を創設したが、全自治体の取組みのより一層の底上げを図るため、平成31年度中に結論を得て、第8期介護保険事業計画期間の始期である平成33年度から調整交付金のインセンティブとしての活用を図るべき。

新経済・財政再生計画 改革工程表2018(抜粋)

平成30年12月20日経済財政諮問会議資料

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	iv 介護の経営の大規模化・協働化	<p>事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討。</p> <p>2018年度に実施する調査研究をもとに効率的な体制構築方策をガイドラインとして取りまとめ、横展開。</p> <p>医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>検討結果に基づき、第8期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、必要な措置を講ずる。</p>		<p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】</p>	<p>○1社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020年度末までに増加】</p> <p>○社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数(常勤換算数)【見える化】</p>
	41 国保の普通調整交付金について見直しを検討	<p>普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>骨太2020の取りまとめに向けて、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。</p> <p>《厚生労働省》</p>		—	—
	42 科学的介護の推進(栄養改善を含め、自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及)	<p>科学的介護を推進し、栄養改善を含め自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及等を推進する。</p>	<p>「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において検討。</p> <p>科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースを構築。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>データベースの本格運用。</p> <p>構築したデータベースを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けた分析・議論。</p>	<p>データベースやその分析結果等について、次期以降の介護報酬改定等に活用。</p>	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
	ii 診療報酬での評価等 レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。	2018年度診療報酬改定による多剤投与の適正化に係る効果を検証しつつ、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。 《厚生労働省》			—	—
医療・福祉サービス改革	32 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進	介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。 《厚生労働省》	保険者機能強化推進交付金の評価指標に基づく評価結果を公表し、各保険者等における取組状況の「見える化」を推進。 上記交付金の評価指標等について、その運用状況等を踏まえ、より自立支援・重度化防止等に資するものとなるように改善。 《厚生労働省》		○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】 ○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）している保険者【2020年度までに100%】	○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設/居住系/在宅/合計）【2020年度末までに縮減】
	33 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討	介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。 《厚生労働省》	保険者機能の更なる強化に向けて、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の新たな活用方策について、地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、その結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 《厚生労働省》	→	—	—

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

厚生労働省資料

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）】**
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】**
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】**
 - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】**
 - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、国民年金法、国民健康保険法】**
 - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】**
 - (1) 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
 - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
- 7. その他**
 - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

平成32年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日（一部の規定は平成34年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（スキーム図）

高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

国（厚生労働省）

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

広域連合

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人件費等の費用を交付。

市町村

- 広域計画等を踏まえ、事業実施計画を作成。
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。
(例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。
- 地域ケア会議も活用。

必要な援助

都道府県への
報告・相談

都道府県
(保健所含む)

○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会
国保連合会

○データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等

三師会等の
医療関係団体

○取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間
機関に委託できる。

(市町村は事業の
実施状況を把握、
検証)

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等の確な対応をとること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン（2019年度～2022年度）に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点在全市町村に設置するなどの体制強化を進めること。特に、初年度（2019年度）について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

平成31年度の地方財政措置

- 地方自治体が体制強化に取り組めるよう、以下のとおり、標準団体における増員分の普通交付税措置を拡充

【児童相談所】人口170万人当たり

職 種	平成30年度	平成31年度	増員数
児童福祉司	42人	58人	16人
児童心理司	18人	22人	4人
保健師	3人	3人	－人
合 計	63人	83人	20人

【市町村】人口10万人当たり

子ども家庭総合支援拠点職員	－人	1人	1人
要対協調整機関調整担当者	－人	1人	1人

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

法

- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

法

- ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
- ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法 ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
- ・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

⑥ 児童福祉司等への処遇改善

- ・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置(管轄区域)に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置(管轄区域)に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年間を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7) 関係機関間の連携強化等

法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

③ 保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

④ 児童相談所と警察の連携強化

⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

厚生労働省資料

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化【①は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化【①・②の前段は児童虐待の防止等に関する法律、②の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ② DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年間を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年間を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年間を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年間を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成32年4月1日(2(1)②及び④の一部については平成34年4月1日、2(2)①は平成35年4月1日。)

点検におけるICTデータベースシステム・ドローンの導入に係る地方財政措置 26

インフラ施設の適正管理等を推進するため、都道府県及び市町村における施設の点検の効率化・充実に資するICTデータベースシステム及びドローンの導入に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じる。

1. 措置対象

○ 都道府県及び市町村において、対象施設で用いるICTデータベースシステム又はドローンの導入に要する経費

	ICTデータベースシステム	ドローン
内容	<ul style="list-style-type: none">・タブレット等(写真撮影・データ入力が可能)と連動し、点検・維持補修等に関するデータを記録・保存して一元管理するデータベースシステム・施設位置の把握・探索に係る時間の削減、点検結果の入力・出力の省力化、点検・維持補修等に関するデータの蓄積・集計・分析の効率化等が期待できる	<ul style="list-style-type: none">・遠隔操縦又は自律で移動するカメラ・GPSを備えた小型の無人航空機(Unmanned Aerial Vehicles(UAV))・短時間で俯瞰的に施設を確認可能、点検中の施設の利用に与える影響の軽減、点検者の安全確保等が期待できる
措置対象施設(※)	河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、治山施設・林道、漁港施設及び農業水利施設等	

※施設の所管省庁が導入を推奨しているもの

2. 要件

- ICTデータベースシステム又はドローンを導入する施設の個別施設計画を策定済みであること
- (市町村分のICTデータベースシステム) 都道府県と連携したもの又は複数市町村で連携したもの 等

3. 措置率

50%

4. 期間

平成31～35年度

点検に要する経費に係る地方債について

【「平成31年度地方債についての質疑応答集」（平成31年4月1日）（抜粋）】※改正箇所を下線

Q 1-6 地方債の対象とすることができる点検・調査等に要する経費とはどのようなものですか。

A 1-6 施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費が対象となります。
具体的には、建設事業の実施が決まっている場合において、詳細な点検・調査等を行わなければ、工事方法の決定ができないなど、実施設計と同一視できるような点検・調査等となります。したがって、一般的調査のほか、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものその他経常的なものに該当する点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはなりません。

Q 1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度以降となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A 1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費については、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

- ①建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
- ②詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
- ③工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要がある

など、やむを得ず翌々年度以降となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。

起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

制度概要

- 社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められている。
- 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されている。
- 国土交通省において、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるように「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入し、これまでに4回の公募を行い、全251資格が登録されている。
また、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めているところ。（管理技術者の評価（例） ①国家資格・技術士：3点 ②国土交通省登録資格者：2点 ③左記以外の民間資格：1点）

分野別登録資格数

○ 維持管理分野（点検・診断等業務）

施設等名	登録資格数	施設等名	登録資格数
橋梁（綱橋）	46	急傾斜地崩壊防止施設	3
橋梁（コンクリート橋）	48	下水道管路施設	2
トンネル	29	海岸堤防等	6
舗装	9	港湾施設	7
小規模付属物	7	空港施設	1
堤防・河道	4	公園（遊具）	4
砂防設備	2	土木機械設備	2
地すべり防止施設	2	計	172

○ 計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数	施設等名	登録資格数
道路	6	下水道	1
橋梁	4	都市計画及び地方計画	1
トンネル	3	都市公園等	2
河川・ダム	3	建設機械	1
砂防	2	土木機械設備	1
地すべり対策	2	電気施設・通信施設・制御処理システム	1
急傾斜地崩壊等対策	3	地質・土質	13
海岸	16	宅地防災	1
港湾	14	建設環境	4
空港	1	計	79

(H 3 1 . 4 . 2 2 現在)

第 1 9 8 回国会に提出された 地方財政関係法律（案）の概要

【地方財政に関係のある主な法律（案）】

内閣提出（15 件）

※は予算関連法案

省 庁 名	法 律 (案) 名	備 考	頁
内 閣 官 房	※アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	4/19 成立・未公布	
内 閣 府	※子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案	参院審議中	
	・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	衆院審議中	
総 務 省	・平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律	平成 31 年 2 月 14 日 法律第 1 号	
	※地方税法等の一部を改正する法律	平成 31 年 3 月 29 日 法律第 2 号	
	※特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律	平成 31 年 3 月 29 日 法律第 4 号	
	※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	平成 31 年 3 月 29 日 法律第 3 号	
	※地方交付税法等の一部を改正する法律	平成 31 年 3 月 29 日 法律第 5 号	

	※成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律	平成 31 年 3 月 30 日 法律第 9 号	
文部科学省	・大学等における修学の支援に関する法律案	参院審議中	
厚生労働省	※医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案	参院審議中	
	・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案	衆院審議中	
農林水産省	・農業用ため池の管理及び保全に関する法律	4/19 成立・未公布	
経済産業省	・中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案	衆院審議中	
国土交通省	※奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律	平成 31 年 3 月 30 日 法律第 8 号	

【地方財政に関係のある主な法律（案）の概要】

[内閣官房]

◎ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年4月19日成立・未公布）「予算関連」

1 制定の趣旨

アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定める。

2 法律の内容

（1）先住民族としての基本的な事項

「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

（2）アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

地方公共団体は、地域・産業・観光振興等に関する地域計画を作成。

国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金を交付及び国有林野の林産物採取等についての特例措置を講じる。

（3）民族共生象徴空間の管理

民族共生象徴空間の管理を指定法人に委託する規定、国職員の派遣・出向に係る特例等

3 施行期日

公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

4 地方財政との関係

交付金にかかる地方負担について、①ソフト事業については、特別交付税措置を講じることとしている。②ハード事業については、一般補助施設等整備事業債を100%充当し、その元利償還金の50%について普通交付税措置を講じることとしている。

[内閣府]

◎ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案「予算関連」

1 改正の趣旨

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる。

2 改正の内容

(1) 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

(2) 子育てのための施設等利用給付の創設

① 対象施設等を利用した際に要する費用の支給
市町村は、アの対象施設等をイの支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。
ア 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設^(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの(特定子ども・子育て支援施設等)を対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間(届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする))。

イ 支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

② 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成 31 年度に限り、地方負担分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日（一部の規定については公布の日）

4 地方財政との関係

平成 31 年度は、消費税率引上げに伴う地方の増収分が僅かであることから、同年度に要する経費の地方負担分（2,349 億円）については、子ども・子育て支援臨時交付金により全額措置することとしている。

なお、現行の子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の段階的無償化を含む就園奨励費に相当する給付に係る国と地方の負担割合についても、国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 とすることとされているが、平成 30 年度までの段階的無償化に係る負担部分及び現行の就園奨励費の負担部分に相当する部分については、今般の幼児教育の無償化の対象とはならないことから、臨時交付金の交付対象外とされている。

◎ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

1 改正の趣旨

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

2 改正の内容

（1）都道府県から中核市への事務・権限の移譲

- ① 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲 【介護保険法】

（2）地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ① 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法】
- ② 公立大学法人が、設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附随する業務に該当しない土地等を貸し付けることを可能に 【地方独立行政法人法】
- ③ 公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について地方公共団体

の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能に【社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

- ④ 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し【児童福祉法】
- ⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に【火薬類取締法】
- ⑥ 都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるように見直し【建築士法】
- ⑦ 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止【健康増進法】
- ⑧ 建設業の許可申請等に係る都道府県經由事務の廃止【建設業法】

3 施行期日

- (1) 直ちに公布できるもの 公布の日
- (2) (1) に依り難い場合 (1) 以外の個別に定める日

4 地方財政との関係

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずる」ととされている。

【総務省】

- ◎ 平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律
(平成 31 年 2 月 14 日法律第 1 号)

1 制定の趣旨

平成 30 年度第 2 次補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、普通交付税の増額及び特別交付税の増額を行った上で、残余の額を平成 31 年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

2 法律の内容

平成 30 年度第 2 次補正予算により増額された平成 30 年度の地方交付税について、以下の措置を講じる。

- ・ 平成 30 年度分の普通交付税の増額（調整額の復活） : 396 億円

・ 平成 30 年度分の特別交付税の増額	:	700 億円
・ 平成 31 年度分の地方交付税総額への加算	:	4,215 億円
		計 5,311 億円

3 施行期日
公布の日

4 地方財政との関係
地方交付税の額に変動を及ぼす。

◎ 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 2 号）
「予算関連」

1 改正の趣旨

現下の社会経済情勢を踏まえ、特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の税率の引下げ及び特例措置の対象の限定並びに自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 改正の内容・施行期日

- (1) 地方法人課税における新たな偏在是正措置〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕
都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」において特別法人事業税（国税）を創設することに併せて、法人事業税の税率を引き下げる。

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (国税)
	(復元後)	(改正後)	(創設)
資本金 1 億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の 260%
資本金 1 億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の 37%
収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の 30%

(2) 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減する。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

≪保有課税の恒久減税≫

- ① 自動車税の税率引下げ（恒久減税）〔平成31年10月1日施行〕
平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超 ～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

② 地方税財源の確保等

ア 環境性能割の税率の適用区分の見直し〔平成31年10月1日施行〕

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

イ グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

〔原則：平成33年4月1日施行〕

- ・ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。
- ・ 消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

ウ エコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等の見直し

〔平成31年4月1日施行※平成31年4月1日～9月30日の間の措置〕

環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。

エ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）〔原則：平成31年4月1日施行〕

自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する（自動車重量譲与税法の改正）。

オ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲〔平成46年4月1日施行〕

ア～エの措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平

成 46 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する（地方揮発油譲与税法の改正）。

カ その他〔平成 31 年 10 月 1 日及び平成 34 年 4 月 1 日施行〕

平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

[改正前：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

《需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減》

〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

（3）個人住民税

① ふるさと納税制度の見直し〔原則：平成 31 年 6 月 1 日施行〕

ふるさと納税制度について、総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定するよう、見直しを行う。

ア 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

イ（アの地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

- ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

② 住宅ローン控除の拡充に伴う措置〔平成 31 年 4 月 1 日施行〕

所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11 年目～13 年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

③ 個人住民税の非課税措置〔原則：平成 33 年 1 月 1 日施行〕

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じ

る。

- (4) 主な税負担軽減措置等〔原則：平成31年4月1日施行〕
- ① 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
 - ② 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
 - ③ 福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
 - ④ 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
 - ⑤ 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）

3 地方財政との関係

地方税の額に変動を及ぼす。

- ◎ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律
（平成31年3月29日法律第4号）「予算関連」

1 制定の趣旨

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。

2 法律の内容

(1) 特別法人事業税の創設

消費税率10%段階において還元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）とする。

課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）
主な税率区分：

主な税率区分	特別法人事業税 (国税)	法人事業税 (所得割・収入割)	
	(創設)	(還元後)	(改正後)
資本金1億円超の普通法人	税額の260%	3.6%	⇒ 1%
資本金1億円以下の普通法人等	税額の37%	9.6%	⇒ 7%
収入金額課税対象法人	税額の30%	1.3%	⇒ 1%

※ 法人事業税の税率引下げは、地方税法改正法にて行う。

賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

（2）特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税収（全額）を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組

（当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない（財源超過額を上限））を設ける。

譲与開始時期：平成32年度

（3）その他

① 都道府県の財政運営に支障が生じないように、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。

② 経済社会情勢の変化に対応できるように、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

3 施行期日

原則：平成31年10月1日施行

4 地方財政との関係

地方税の額に変動を及ぼす。なお、この措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする特例措置を創設することとしている。

◎ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号） 「予算関連」

1 制定の趣旨

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

2 法律の内容・施行期日

（1）森林環境税の創設〔平成36年度から課税〕〔平成36年1月1日施行〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税率：1,000円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に
直接払込み

(2) 森林環境譲与税の創設 [平成 31 年度から譲与]

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注 1）

譲与団体：市町村 及び 都道府県

使 途：(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：(市町村)総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面 (5/10)、
林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分

※ 市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
(都道府県)総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様
の基準で按分

用途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

(注 1) 平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計に
おける借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収
の一部をもって確実に償還。

(注 2) 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1
割に移行。

3 地方財政との関係

地方税の額に変動を及ぼす。なお、森林環境譲与税を財源として実施する森林
整備等について、新たに地方交付税措置を講じることとしている。

◎ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 5 号）
「予算関連」

1 改正の趣旨

地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総
額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行う。

2 改正の内容

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正
(通常収支分)

① 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

ア 一般財源総額について、平成 30 年度を上回る 62.7 兆円を確保

イ 地方交付税総額について、16.2 兆円を確保

(主な措置)

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000 億円
- ・ 一般会計による加算措置（既往法定加算等） 2,633 億円

ウ 臨時財政対策債の発行を前年度より 0.7 兆円減とし、大幅に抑制

エ 交付税特別会計借入金について、平成 31 年度は 1,000 億円増額して 5,000 億円を償還

② 算定内容の改正

平成 31 年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

③ 地方特例交付金の拡充

消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に伴う減収を補填するため、地方特例交付金を拡充

(2) 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を 4,049 億円確保

※ 平成 31 年度に確保する額	:	3,250 億円
平成 30 年度に確保した額のうち年度調整分	:	799 億円

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 地方財政との関係

地方交付税の額に変動を及ぼす。

◎ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 31 年 3 月 30 日法律第 9 号）「予算関連」

1 改正の趣旨

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加する。

2 改正の内容

成田財特法については、平成 30 年度末でその期限が切れるが、第三滑走路の増設など成田空港の更なる機能強化を踏まえ、引き続き空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、法律の有効期限を 10 年間延長するとともに、新たに成田用水施設の改築を補助率かさ上げの対象事業に追加する。

3 施行期日

公布の日（ただし、対象事業の改正規定は、平成31年4月1日）

4 地方財政との関係

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で成田財特法別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担割合等のかさ上げを行う。

[文部科学省]

◎ 大学等の修学の支援に関する法律案

1 制定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じる。

2 法律の内容

(1) 大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、①の学資支給と②の授業料等減免とする。

① 学資支給

学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2の学資支給金の支給とする。

② 授業料等減免

ア 大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）の設置者は、その設置する大学等が、確認要件（大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること等の要件をいう。）を満たしていることの確認を求めることができる。

イ アの確認を受けた大学等の設置者は、当該大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものを授業料等減免対象者として認定し、その者に対して授業料及び入学金の減免を行うものとする。

ウ 授業料等減免に要する費用は、大学等の種類に応じ、国又は地方公共

団体が負担する。

エ 偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた場合等におけるイの認定の取消し、授業料等減免に関する報告徴収等について規定する。

③ 財源

①及び②に関して国の負担する費用は消費税の増収増税を活用して確保するものとする。

(2) 附則改正における関係法律の整備

(1)に伴い、独立行政法人日本学生支援機構法における学資支給基金に関する規定の削除及び学資支給金に係る不正利得の徴収の際の加算金に関する規定の整備等、関係法律の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日

4 地方財政との関係

授業料等減免に係る地方負担について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入することとしている。

[厚生労働省]

◎ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案「予算関連」

1 改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) オンライン資格確認の導入 【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】

- ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するととも

に、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。

- (2) オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- (3) NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。
- （DPC データベースについても同様の規定を整備。）
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
- ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- (5) 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
- ① 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
 - ② 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- (6) 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
- ① 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
 - ② 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
 - ③ 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。
- (7) その他
- ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

3 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日（ただし、（1）については公布日から 2 年を超えない範囲内で政令で定める日、（2）は平成 31 年 10 月 1 日、（3）並びに（6）②及び③は平成 32 年 10 月 1 日（一部の規定は平成 34 年 4 月 1 日）、（5）②及び（7）は公布日、（6）①は平成 33 年 4 月 1 日）

4 地方財政との関係

医療・介護提供体制改革及び医療費・介護費の適正化の観点から地方財政に影響を及ぼす。

◎ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案

1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる。

2 改正の内容

（1）児童の権利擁護

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

（2）児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

① 児童相談所の体制強化

- ア 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じるものとする。
- イ 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ウ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- エ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

② 児童相談所の設置促進

- ア 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

イ 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講じるものとする。その支援を講じるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

ウ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

③ 関係機関間の連携強化

ア 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

イ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3 施行期日

平成三十二年四月一日（（2）①イ及びエの一部については平成三十四年四月一日、（2）②アは平成三十五年四月一日。）

4 地方財政との関係

児童相談所の整備（一時保護所除く）については、一般財源化に係る地方債を50%充当し、その元利償還金の70%について普通交付税措置した上で、残りの50%のうち、75%に一般単独事業債を充当することとしている。

[農林水産省]

◎ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（平成31年4月19日成立・未公布）

1 制定の趣旨

（1）近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発。

（2）農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、

① 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑

② 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれ。

このことから、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかに

し、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。

2 法律の内容

(1) 所有者等による都道府県への届出を義務付け、都道府県によるデータベースの整備、公表、所有者等による適正管理の努力義務、適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告、都道府県等による立入調査

(2) 特定農業用ため池の指定

① 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定

② 形状変更行為の制限（許可制）

③ 市町村によるハザードマップ等の作成

(3) 防災工事

① 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出

② 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

(4) 保全管理体制

所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得可能

3 施行期日

公布日から起算して3月以内で政令で定める日

4 地方財政との関係

当該法の施行により、地方団体に新たな事務が生じることを踏まえ、地方交付税措置を講じることとしている。

[経済産業省]

◎ 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案

1 改正の趣旨

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化に係る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じる。

2 改正の内容

(1) 中小企業の事業継続力の強化【中小企業等経営強化法改正】

- ① 中小企業の事業継続力強化に関する「基本方針」の策定
- ② 中小企業の事業継続力強化に関する計画の認定と支援措置
- ③ 中小企業を取り巻く関係者による協力

(2) 商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援【小規模事業者支援法改正】

商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う、小規模事業者に対する事業継続力強化支援（事前対策の普及啓発等）に関する計画の都道府県による認定

(3) 中小企業の経営の承継の円滑化による事業活動の継続【承継円滑化法改正】

遺留分に関する民法の特例の対象を個人事業者に拡大し、その後継者に生前贈与された事業用資産を、遺留分を算定するための財産から除外することを容易にする手続の創設

3 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

4 地方財政との関係

上記（2）「商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援」のうち、商工会・商工会議所と市町村が共同で事業継続力強化支援計画を作成するための経費について普通交付税措置を講じる。

また、これらに関連して、中小企業を取り巻く関係者の関与により中小企業の基盤強化を図るための措置として、商工会・商工会議所と市町村が共同して経営発達支援計画を作成するための経費等について、普通交付税措置を講じることとしている。

[国土交通省]

◎ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成31年3月30日法律第8号）「予算関連」

1 改正の趣旨

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じる。

2 改正の内容

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日から平成36年3月31日まで5年間延長

3 施行期日

平成31年4月1日

4 地方財政との関係

奄美群島振興開発特別措置法の延長・改正と併せ、拡充される奄美群島振興交付金のうち、当該交付金の対象事業に追加される「特定重点配分対象事業」等の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしている。